

国富町告示第50号

令和2年国富町議会第3回定例会を次のとおり招集する

令和2年8月28日

国富町長 中別府尚文

1 期 日 令和2年9月3日

2 場 所 国富町議会議場

---

○開会日に応招した議員

橋詰賀代子君	山内 千秋君
武田 幹夫君	緒方 良美君
飯干 富生君	水元 正満君
津江 一秀君	河野 憲次君
福元 義輝君	近藤 智子君
横山 逸男君	渡辺 静男君

---

○9月9日に応招した議員

同上

---

○9月16日に応招した議員

同上

---

○9月17日に応招した議員

同上

---

○応招しなかった議員

なし

---

---

令和2年 第3回(定例)国富町議会会議録(第1日)

令和2年9月3日(木曜日)

---

議事日程(第1号)

令和2年9月3日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 報告第3号 令和元年度国富町公共下水道事業特別会計継続費の報告について
- 報告第4号 令和元年度国富町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第4 承認第7号 専決処分〔令和2年度国富町一般会計補正予算(第6号)〕について
- 日程第5 認定第1号 令和元年度国富町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 認定第2号 令和元年度国富町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 認定第3号 令和元年度国富町綾川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第4号 令和元年度国富町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第5号 令和元年度国富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第6号 令和元年度国富町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第7号 令和元年度国富町水道事業会計剰余金の処分及び令和元年度国富町水道事業会計決算の認定について
- 日程第12 議案第32号 令和2年度国富町一般会計補正予算(第7号)について
- 日程第13 議案第33号 令和2年度国富町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第14 議案第34号 令和2年度国富町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第15 議案第35号 令和2年度国富町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第16 議案第36号 令和2年度国富町水道事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第17 議案第37号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第18 議案第38号 国富町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第39号 国富町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第40号 国富町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第41号 国富町保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 同意第4号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第23 同意第5号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第24 同意第6号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第25 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
- 日程第26 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 報告第3号 令和元年度国富町公共下水道事業特別会計継続費の報告について
- 報告第4号 令和元年度国富町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第4 承認第7号 専決処分〔令和2年度国富町一般会計補正予算（第6号）〕について
- 日程第5 認定第1号 令和元年度国富町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 認定第2号 令和元年度国富町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 認定第3号 令和元年度国富町綾川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第4号 令和元年度国富町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第5号 令和元年度国富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第6号 令和元年度国富町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第11 認定第7号 令和元年度国富町水道事業会計剰余金の処分及び令和元年度国富町水道事業会計決算の認定について
- 日程第12 議案第32号 令和2年度国富町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第13 議案第33号 令和2年度国富町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第14 議案第34号 令和2年度国富町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第15 議案第35号 令和2年度国富町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第16 議案第36号 令和2年度国富町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第17 議案第37号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第38号 国富町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第39号 国富町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第40号 国富町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第41号 国富町保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 同意第4号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第23 同意第5号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第24 同意第6号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第25 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
- 日程第26 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

---

出席議員（12名）

1番	橋詰賀代子君	2番	山内 千秋君
3番	武田 幹夫君	4番	緒方 良美君
5番	飯干 富生君	6番	水元 正満君
7番	津江 一秀君	8番	河野 憲次君
9番	福元 義輝君	10番	近藤 智子君
11番	横山 逸男君	12番	渡辺 静男君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（1名）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 中島 達晃君 主幹兼議事調査係長 垣内 圭君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	中別府尚文君	副町長	中山 隆君
教育長	豊田 暎光君	総務課長	渡辺 勝広君
企画政策課長	重山 康浩君	財政課長	矢野 一弘君
税務課長	松岡 徳君	町民生活課長	徳原 典子君
福祉課長	福嶋 英人君	保健介護課長	坂本 浩二君
農林振興課長	斉藤 義見君	農地整備課長	武田 二雄君
都市建設課長	吉岡 勝則君	上下水道課長	大南 一男君
会計管理者兼会計課長			児玉 和弘君
教育総務課長	大矢 雄二君	社会教育課長	佐藤 利明君
学校給食共同調理場所長			佐土原敏郎君
監査委員	山口 孝君		

---

午前9時29分開会

○議長（渡辺 静男君） おはようございます。

開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

一昨日、9月1日は防災の日でございました。昨年の九州北部大雨災害、そして、今年7月3日からの九州豪雨では、多くの死者や河川氾濫による住宅被害が発生しました。このように、いつどこで大災害が発生するか予測できません。昨日からの台風9号に続き、特別警報級の非常に強い台風10号は、今週末に本県を直撃し、甚大な被害発生が予想されます。最大級の万全な備えが急務だと考えます。

さて、現下の全国及び県内における新型コロナウイルス感染症拡大を受け、その感染防止の徹底を図るため、町民祭や運動会など各種行事がほとんど中止や延期、規模縮小となりました。本町でも8名の方が感染確認され、まだまだ油断を許さない状況であります。うつらない、うつさないと

の強い意識で一人一人が感染防止を徹底し、新生活様式をしっかりと実践することが重要と考えます。引き続き町民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

執行部及び監査委員におかれましては、コロナ渦の中での膨大な決算書の取りまとめや審査意見書の作成等で、激務の連日だったと思います。誠にご苦勞さまでございました。心からご慰勞を申しあげます。

以上で、冒頭の挨拶といたします。

それでは、第3回定例会には、町長提出議案としまして、報告が2件、承認が1件、決算の認定が7件、補正予算が5件、条例制定が5件、同意が3件、諮問が2件でございます。また、一般質問につきましては、6名の議員が通告をされております。

なお、議事の進行に当たりましては、効率的な運営ができますよう、議員並びに執行部の皆様にご協力をお願い申しあげます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、令和2年国富町議会第3回定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（渡辺 静男君） 日程第1、会議録の署名議員を指名します。

今期定例会の会議録署名議員は、国富町議会会議規則第122条の規定によりまして、飯干富生君、河野憲次君を指名いたします。

---

### 日程第2. 会期の決定

○議長（渡辺 静男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、議会運営委員会の決定のとおり、本日から9月17日までの15日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から17日までの15日間に決定いたしました。

---

### 日程第3. 諸般の報告

○議長（渡辺 静男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、町長から報告第3号及び報告第4号についてお願いをいたします。町長。

○町長（中別府尚文君） おはようございます。

提案説明に入ります前に、新型コロナウイルス感染症関係についてであります。本町におきましても、昨日9月2日現在で8名の感染者が確認されている状況にありまして、感染された方の一日も早いご回復をお祈りしますとともに、今後に向けましても感染症防止対策になお一層の努力を行っていく所存でございます。町民の皆様のご理解とご協力を願っております。

それでは、ただいま議題となりました報告第3号及び報告第4号について、一括してご説明いたします。

まず、報告第3号「令和元年度国富町公共下水道事業特別会計継続費の報告について」は、地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づき、別紙精算報告書のとおり報告するものであります。

次に、報告第4号「令和元年度国富町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、別紙のとおり報告するものであります。

以上、報告いたします。

○議長（渡辺 静男君） 次に、議会諸般の政務については、別紙の報告書のとおりでありますので、ご了承ください。

次に、今期定例会に受理した陳情及び陳情に類するものは、会議規則第91条の規定により、お手元に配付しました文書表のとおり、所管の常任委員会に付託をすることになりましたので、報告します。

---

日程第4. 承認第7号

日程第5. 認定第1号

日程第6. 認定第2号

日程第7. 認定第3号

日程第8. 認定第4号

日程第9. 認定第5号

日程第10. 認定第6号

日程第11. 認定第7号

日程第12. 議案第32号

日程第13. 議案第33号

日程第14. 議案第34号

日程第15. 議案第35号

日程第16. 議案第36号

日程第17. 議案第37号

日程第18. 議案第38号

日程第19. 議案第39号

日程第20. 議案第40号

日程第21. 議案第41号

日程第22. 同意第4号

日程第23. 同意第5号

日程第24. 同意第6号

日程第25. 諮問第2号

日程第26. 諮問第3号

○議長（渡辺 静男君） 日程第4、町長提出、日程第4の承認第7号、日程第5の認定第1号から日程第11の認定第7号まで、並びに日程第12の議案第32号から日程第26の諮問第3号までの23件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（中別府尚文君） ただいま議題となりました承認第7号から諮問第3号までについて、一括してご説明いたします。

その前に、監査委員に一言お礼を申し上げます。

令和元年度決算を認定に付するに当たりまして、監査委員のお二方には、本町の財務に関する事務を長期間にわたり慎重に審査いただきましたご苦勞に対し、厚くお礼を申し上げます。審査の過程でご指導いただきましたことは、今後十分留意しまして、より適切な事務の執行に努めてまいります。

それでは、承認第7号「専決処分〔令和2年度国富町一般会計補正予算（第6号）〕について」ご説明いたします。

本件につきましては、県による飲食店等への休業要請に伴う協力金の支給及び新学期の学校再開に向けた感染予防対策や学習環境整備に要する経費について、令和2年度国富町一般会計補正予算（第6号）を議決する必要が生じましたが、同補正予算の議決について議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、ここに議会の承認を求めるものであります。

補正の内容としましては、飲食店等への休業要請協力金として1,700万円、タクシーや運代行事業者への継続支援金として30万円、酒類卸売事業者への影響も踏まえ継続支援金として50万円、小・中学校の学校再開に向けた感染症予防対策及び本庄中、木脇小・中学校の少人

数教室のエアコン設置など学習環境整備費として876万4,000円を追加計上するもので、これに充てる財源は、国県支出金の648万2,000円と新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の2,008万2,000円を見込んでおります。これにより、補正後の予算規模は105億9,288万5,000円となります。

次に、認定第1号「令和元年度国富町一般会計歳入歳出決算の認定について」ご説明いたします。

今決算は、年号が令和に改まり、新たな時代の始まりの年度の決算となりましたが、人口減少対策をはじめ、少子高齢化対策、地域経済の活性化、気候変動の影響による自然災害への対応など直面する課題に向き合い、持続可能なまちづくりを進めるため、財政状況の厳しい中であっても、町民の安心、安全な暮らしの実現に全力で取り組んできたところです。

令和元年度は、これら当面する様々な課題に対応するため多様な事業に取り組んできましたが、平成30年9月に襲来した台風24号による農業施設等への被害、国の第2次補正予算の追加などにより、被災農業者支援事業補助や嵐田田尻線法面補修工事、小・中学校の熱中症対策として空調設備設置工事、さらには保育園の園舎改築など、平成30年度からの繰越事業にも取り組んだため、平成30年度と比較し、歳入、歳出ともに前年度対比で13.0%の増となりました。

その主な事業を幾つか上げてみますと、まず、最重要課題である人口減少対策では、若者定住促進事業を継続的に取り組んだ結果、31件104人が新たに町内への移住定住に結びついたほか、中学生までの医療費完全無料化、独り親世帯の子育て支援、保育園に対する園舎改築費用の助成など、子育て世代にとって住みやすいまちづくりを進め、さらなる移住定住の促進に取り組みました。

安心・安全対策では、長年懸案となっていた町道十日町須志田線、町道萩原川上線の未改良部分への着手や、国の制度事業を積極的に導入し、公共施設等適正管理推進事業による舗装補修工事や横断暗渠改修工事、防災・安全社会資本整備総合交付金事業による橋梁補修工事や法面補修工事、さらには、社会資本整備総合交付金事業による道路改良工事など、より快適な道路環境づくりに取り組むことができました。

また、防災行政無線の整備や防災ハザードマップの再整備などにも取り組み、災害時における情報伝達や備えについても重点的に取り組んだところです。

地域の活性化対策では、令和元年10月に念願の国富スマートインターチェンジが開通し、今後の町の発展、活性化の拠点として、交流人口の拡大や物流の集積にも大きな期待が寄せられるところでもあります。

また、商工業の振興では、令和元年10月からの消費税増税の影響緩和策として、プレミアム付き商品券の発行を行ったほか、ふるさと納税制度を活用した地元製品の消費拡大、商店街活性

化のため空き店舗リフォーム助成などにも取り組んだところです。

さらに、農業の振興では、農家の高齢化や担い手不足が深刻な状況にあることから、農業次世代人材投資資金の交付や未来を開く就農者育成支援事業、産地パワーアップ事業費補助による施設園芸農家の支援や畜産競争力強化整備事業費補助による規模拡大支援など、特に次世代を担う農業後継者や新規参入者の支援に努めたところです。

健康づくり対策では、予防接種や妊産婦乳児健診事業のほか、総合健診事業を中心に、特定保健指導や各種がん検診事業にも取り組みました。

また、高齢化対策では、ふれあいいいききサロンやシニア元気アップ運動教室により、生きがいづくりや介護予防に力を入れてまいりました。

介護保険事業では、地域で認知症を支える体制づくりや医療と介護をつなぐ仕組みづくりなど、社会福祉協議会や地域包括支援センターと連携した超高齢社会への体制づくりに引き続き取り組んだところです。

生活環境面では、し尿や浄化槽汚泥を投入する前処理施設の整備を進め、合併処理浄化槽の整備と併せて、快適な生活を営むための生活環境の整備に取り組みました。

教育の振興では、小・中学校施設の長寿命化を年次的に進めるべく、本庄小学校の大規模改修の実施設計に着手したほか、新学習指導要領に基づくICT教育環境整備として、教育用コンピューター等リース事業の導入や無線LANアクセスポイントの設置により、インターネット接続による大型モニター投影システムの整備に取り組みました。

それでは、一般会計の決算の概要を申し上げます。

まず、決算額につきましては、歳入総額95億4,371万9,766円、歳出総額92億4,175万7,732円で、前年度と比較して、歳入が10億9,773万6,624円、歳出が10億6,198万213円それぞれ増額となっております。これは、前年度からの繰越明許費の事業が大きく増加したことが影響しております。

決算収支につきまして、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は3億196万2,034円で、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は2億8,844万2,034円の黒字となっています。実質収支のうち、1億4,500万円を財政調整基金に積み立てることとしております。

次に、歳入状況につきまして、歳入総額は前年度対比で13.0%の増となっています。歳入総額に対する構成比は、地方交付税が24.1%と最も大きく、次いで町税が23.3%、国庫支出金14.4%、町債11.6%、県支出金10.5%となっています。

歳出状況につきまして、歳出総額は前年度対比で13.0%の増となっています。歳出総額に対する目的別の構成比は、民生費が38.2%と最も大きく、次いで総務費9.9%、公債費

9.7%、教育費9.1%、土木費8.9%、農林水産業費8.4%、衛生費6.3%、消防費6.2%となっています。

また、性質別の構成比では、義務的経費が46.3%、投資的経費が17.9%、その他の経費が35.8%となっています。

そのほか、主な財政指標につきましては、財政力指数が0.51で、前年度と比較し0.01ポイント上昇しております。

経常収支比率は95.0%で、前年度より0.6ポイント上昇しております。歳入では町税、地方交付税の主要一般財源の増収があるものの、歳出での物件費や扶助費等の経常的経費の増加が大きく影響し、比率が上昇した要因であると考えております。

最後に、地方公共団体財政健全化法における財政指標につきましては、令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告書に4つの指標を掲載しておりますが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、本町の一般会計と特別会計は実質収支が全て黒字であるため、赤字の比率は発生しておりません。

実質公債費比率は10.3%で、前年度より0.1ポイント上昇しております。将来負担比率は94.3%で、前年度より13.9ポイント上昇しております。いずれも指標の増が見られますが、国の基準による健全な財政の範囲内に位置しております。

以上、一般会計の決算の概要を申しあげましたが、町政運営に当たっては、町民の皆様が日々の暮らしに少しでも生きがいを感じられるよう、誠心誠意取り組んだところであります。議会の皆様をはじめ、町民各位のご支援、ご協力をいただきましたことに改めまして感謝を申しあげますとともに、今後も健全財政の維持に配慮しながら、効率的、効果的な行財政運営に心がけてまいります。

次に、認定第2号「令和元年度国富町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、令和元年度の決算規模は、歳入総額9億1,536万2,364円、歳出総額9億612万1,959円で、前年度と比較して、歳入が4億4,963万2,697円、歳出が4億5,013万6,267円それぞれ増加しております。増加した主な理由は、し尿等前処理施設の整備による増であります。

決算収支につきましては、形式収支、実質収支ともに924万405円の黒字となっております。

次に、認定第3号「令和元年度国富町綾川雑用水管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、令和元年度の決算規模は、歳入総額916万920円、歳出総額656万5,470円あります。

歳入につきましては、令和元年度雑用水使用料金と平成30年度繰越金であります。

歳出につきましては、一般管理費521万3,797円、施設管理費135万1,673円となっております。

決算収支につきましては、形式収支、実質収支ともに259万5,450円の黒字となっております。

次に、認定第4号「令和元年度国富町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、令和元年度の決算規模は、歳入総額27億2,813万2,677円、歳出総額27億2,481万3,045円で、前年度と比較して、歳入が9,865万3,440円、歳出が9,259万9,757円それぞれ減少しております。

決算収支につきましては、形式収支、実質収支ともに331万9,632円の黒字となっております。

歳入の主なものは、県支出金18億648万9,158円、国民健康保険税5億2,012万4,022円、繰入金3億7,962万7,771円、繰越金937万3,315円であります。

歳出の主なものは、保険給付費17億8,653万7,703円、国民健康保険事業費納付金8億7,695万6,006円、総務費3,400万7,893円であります。

次に、認定第5号「令和元年度国富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、令和元年度の決算規模は、歳入総額2億3,176万3,074円、歳出総額2億2,941万7,421円で、前年度と比較して、歳入が267万6,551円、歳出が211万6,051円それぞれ増加しております。

決算収支につきましては、形式収支、実質収支ともに234万5,653円の黒字となっております。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料1億4,417万5,600円、繰入金8,555万7,621円であります。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金2億2,645万1,798円で、歳出総額の98.7%を占めております。

次に、認定第6号「令和元年度国富町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、令和元年度の決算規模は、歳入総額24億3,705万134円、歳出総額24億3,671万4,766円で、前年度と比較しますと、歳入が7,165万円、歳出が7,413万2,813円それぞれ増加しております。

決算収支につきましては、形式収支、実質収支ともに33万5,368円の黒字となっております。

歳入の主なものは、介護保険料4億692万3,400円、国庫支出金6億2,229万1,745円、支払基金交付金6億1,305万6,000円、県支出金3億3,214万

6,710円、繰入金4億5,527万306円であります。

歳出の主なものは、総務費7,688万936円、保険給付費22億694万8,791円、地域支援事業費1億3,073万1,686円となっております。

次に、認定第7号「令和元年度国富町水道事業会計剰余金の処分及び令和元年度国富町水道事業会計決算の認定について」、剰余金の処分につきましては、資本的収支の不足額を減債積立金から1,594万5,161円を取り崩して対応しております。この取崩し額と同額を自己資本金へ組み入れ、2,000万円を減債積立金へ積み立てる剰余金処分（案）をご提案いたします。

決算状況につきましては、消費税及び地方消費税抜きの収益的収支では、収入4億2,572万4,242円、支出3億8,617万4,788円で、前年度と比較して、収入が416万5,253円、支出が816万9,827円それぞれ減少しておりますが、差引き3,954万9,454円の純利益を生じております。

資本的収支では、収入8,350万円、支出2億7,887万9,537円で、前年度と比較して、収入が990万円、支出が2,164万4,113円それぞれ増加し、差引き不足となる1億9,537万9,537円につきましては、損益勘定留保資金等で補填いたしました。

主な事業として、本庄橋架け替えに伴う排水管布設替工事、森永浄水場送水ポンプ更新工事などを実施いたしました。

利用状況については、区域内給水人口が1万8,821人と、前年度に比べて137人の減となり、現在、給水区域内人口に対する普及率は99.5%となっております。

次に、議案第32号「令和2年度国富町一般会計補正予算（第7号）について」は、新型コロナウイルス感染症対策費の追加と、4月の人事異動に伴う人件費の増減額の補正、国・県の制度事業や町単独事業及び災害復旧事業に要する経費を補正するもので、補正額は4億6,278万9,000円、補正後の予算規模は110億5,567万4,000円となります。

以下、その主なものについて概要をご説明いたします。

まず、新型コロナウイルス感染症対策関連では、1番目に、感染拡大防止策として、避難所や保育所、高齢者施設、医療機関等への感染拡大防止に係る衛生防護用品等の購入経費や小・中学校のトイレ洋式化に係る改修工事費等を追加計上するほか、2番目に、地域経済の継続や住民生活への支援として、買い物弱者を支援するため、食料品等の移動販売車導入に係る事業者への起業支援や、特別定額給付金の対象とならなかった新生児への特別出産給付金、家畜市場の購買誘致を強化するための補助金などを計上しております。さらに、3番目として、経済活動の回復では、町内商工業者への新しい生活様式に対応するためのリフォーム費用の補助、4番目に、感染症に強い経済構造の構築として、地方創生臨時交付金の活用を前提とした民間事業者が整備を計画している光ファイバ未整備地区への高度無線環境整備事業導入申請に町の予算化が必要なため、

負担金を計上しております。

また、本年度補正予算（第1号）及び（第2号）の財源として繰り入れた財政調整基金については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源充当することが可能となったため、基金にもう一度戻入れすることといたしました。

その他の補正予算の内容としては、国・県の制度事業では、熱中症対策に取り組む高齢者施設への空調設備整備費の補助や、県単土地改良事業採択に伴い2地区に係る排水路整備の工事請負費などを計上しております。

町単独事業では、老朽化した町営住宅の修繕費などを追加計上するほか、公共施設等適正管理推進事業の起債事業として採択を受けた町道の舗装補修工事や、6月豪雨の影響を受け、緊急土地改良施設維持補修費や緊急道路等維持補修費を追加計上しております。

災害復旧事業では、公共土木施設災害復旧費として、2か所の災害復旧工事費を計上しております。

以上、補正の概要を申しあげましたが、これに充てる財源は、国県支出金2億7,143万7,000円、寄附金2,000万円、繰入金5,982万6,000円の減、繰越金1億688万4,000円、諸収入19万4,000円、町債1億2,410万円を見込んでおります。

次に、議案第33号「令和2年度国富町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について」は、歳入につきましては、前年度繰越金の追加を行うものであります。

歳出につきましては、人件費の追加を行うものであります。

補正額は26万4,000円で、補正後の予算規模は、3億4,586万4,000円となります。

次に、議案第34号「令和2年度国富町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」は、税制度改正に基づく国保システム改修費及び保健事業委託料等の増額に伴う歳入歳出の追加を行うものであります。

補正額は133万9,000円で、補正後の予算規模は27億9,020万4,000円となります。

次に、議案第35号「令和2年度国富町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」は、令和元年度介護給付費負担金等の確定に伴う国・県返還金の追加を主に行うものであります。

補正額は705万2,000円で、補正後の予算規模は25億2,955万2,000円となります。

次に、議案第36号「令和2年度国富町水道事業会計補正予算（第1号）について」は、収益的収支のうち、営業外収益の追加を行い、人事異動に伴う営業費用の減額を行うものであります。

補正額は1,502万6,000円の減で、補正後の予算規模は6億9,128万4,000円と

なります。

次に、議案第37号「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について」は、人事院規則の一部改正に準じて、新型コロナウイルス感染症により生じた緊急に行われる措置に係る作業に従事した職員に対し、特殊勤務手当を支給するため、関係条文の改正を行うものであります。

次に、議案第38号「国富町税条例の一部を改正する条例について」は、地方税法等の一部改正に伴うものであります。第1に、個人住民税における未婚独り親に対する税制上の措置及び寡婦控除の見直しに係る改正、第2に、軽量な葉巻たばこの課税方式の見直しに係る改正、第3に、延滞金及び還付加算金の割合の引下げに係る改正、第4に、低未利用土地等の長期譲渡所得に係る個人住民税の課税特例措置に係る改正、第5に、国税における連結納税制度の見直しに係る改正を行うものであります。

次に、議案第39号「国富町手数料徴収条例の一部を改正する条例について」は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正による個人番号の通知カードの廃止に伴い、関係条文の改正を行うものであります。

次に、議案第40号「国富町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」は、幼児教育・保育の無償化実施に当たり、内閣府令である特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が改正されたことによるもので、施設における食事の提供に要する費用の取扱いの変更等に伴い、関係条文の改正を行うものであります。

次に、議案第41号「国富町保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例について」は、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、引用している条文に変更が生じたため、関係条文の改正を行うものであります。

次に、同意第4号から同意第6号までの「固定資産評価審査委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについて」は、令和2年11月5日をもって任期満了となります。渡邊豊氏及び関谷文雄氏を再度選任するとともに、3期9年の長きにわたりご尽力いただいた久保田覚氏の後任に、日高千文氏を選任するため提案するものであります。

提案いたします3氏は、固定資産に関する識見も高く、適任者であると考えますので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、ここに議会の同意を求めるものであります。

次に、諮問第2号及び諮問第3号「人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて」は、令和2年12月31日をもって任期満了となります。徳原美津子氏を再度推薦するとともに、4期12年の長きにわたりご尽力いただいた春元三郎氏の後任に大南道生氏を推薦するため、ここに提案するものであります。

提案いたします両氏は、人格・識見ともに高く、人権擁護委員としてふさわしい方であると考えますので、ここに議会の意見を求めるものであります。

以上、概要をご説明いたしました。補足説明の必要なものにつきましては、主管課長に説明いたさせますので、ご審議のほどよろしく願います。

○議長（渡辺 静男君） 補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（矢野 一弘君） それでは、議案第32号「令和2年度国富町一般会計補正予算（第7号）」につきまして補足説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。1ページの第1条におきまして、今回の補正額は4億6,278万9,000円を追加するものとなっております。

第2条の地方債の補正につきましては、6ページに掲載しております。

それでは、6ページのほうを開いていただきたいと思います。第2表、地方債補正の1、追加につきましては、6月豪雨等により被災した公共土木施設に係る現年発生補助災害復旧事業と生活道に係る現年発生単独災害復旧事業の財源として、それぞれ町債を追加するものでございます。

2、変更の道路橋梁整備事業につきましては、起債事業として認められた舗装補修事業及び道路防災事業に係る財源として、また、急傾斜地崩壊対策事業については、県営事業の国富前田第2地区急傾斜地崩壊対策事業に係る町負担分の財源として、消防施設整備事業については、防災行政無線戸別受信機設置・撤去工事の財源として、義務教育施設整備事業については、小・中学校のトイレ洋式化改修工事の財源として、それぞれ町債を追加するものでございます。

それでは、事項別明細書の歳入、17ページをお開きください。

まず、15款国庫支出金、1項国庫負担金の公共土木施設災害復旧費負担金は、本年6月豪雨により被災した公共土木施設災害復旧費に係る国の負担金となっております。

2項国庫補助金の1目総務費補助金の2行目、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、今回追加計上しております新型コロナウイルス感染症対策に係る国庫補助対象分となっております。

同じく2目民生費補助金の1節社会福祉費補助金の1行目、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金は、熱中症対策に取り組む町内高齢者福祉施設への国庫補助金であります。

また、2節児童福祉費補助金の2行目、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金は、保育園等における新型コロナウイルス感染拡大防止のため、マスクや消毒液等の衛生用品や備品の購入費用に充てる国庫補助金でございます。

それでは、歳入の18ページをお願いいたします。中ほどの19款繰入金の財政調整基金繰入金ですが、本年度一般会計補正予算（第1号）及び（第2号）で、新型コロナウイルス感染症対策の財源として繰り入れた財政調整基金について、今回地方創生臨時交付金の充当が可能となつ

たため、財源振替処理により財政調整基金へ戻入れを行うものでございます。

次に、20款繰越金は、令和元年度繰越金のうち、今回の補正予算に要します一般財源の必要額を計上しております。

19ページの22款町債につきましては、先ほど地方債補正で説明したとおりでございます。歳出のほうでは、道路維持費、河川総務費、消防施設費、小学校及び中学校の学校建設費、公共土木施設災害復旧費のほうに対象経費を計上しております。

続きまして、歳出の説明となりますが、歳入で説明したものについては割愛させていただきます。また、全体にわたり人件費等に係る予算の補正が計上されておりますが、これは本年4月の人事異動によりまして、各費目に過不足が生じたため、増減額を補正するものでございます。

23ページのほうをお願いいたします。まず、1款議会費の9節旅費の議員活動旅費でございます。新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、議員活動の一部自粛により減額補正をしております。この分の財源につきましては、町民のための新型コロナウイルス感染症対策事業に充当する予定としております。

24ページをお願いいたします。2款総務費、1項総務管理費、10目諸費の19節負担金、補助及び交付金の特別乗車券購入費助成補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた地域公共交通の維持、確保、支援のために、土日祝日限定のワンコインバスの利用促進のための特別乗車券購入に係る費用、この費用の一部を町が補助するものとなっております。また、その下の高度無線環境整備事業負担金は、町内において高速大容量無線通信の前提となる光ファイバが未整備な地域に情報通信基盤を整備するため、実施主体となる民間事業者が行う事業への町負担金を計上しているものになります。

25ページをお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費の2目老人福祉費の11節需用費です。新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、町内高齢者施設等へのフェイスガード、手袋、防護ガウンなどの衛生防護用品を購入し提供するために必要な経費を計上しております。

また、19節負担金、補助及び交付金の移動スーパーによる地域生活支援事業費補助金は、買い物弱者対策としまして、巡回型移動販売を開業する事業者に対し、車両購入費用の一部を補助するものとなっております。

26ページをお願いいたします。3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費、19節負担金、補助及び交付金の保育所等感染拡大防止対策支援事業費補助金は、町内保育所等に対しまして、50万円を上限とするマスクや消毒液、備品等の購入に係る経費を補助するものとなっております。

続いて、27ページになりますが、3款民生費、3項災害救助費の11節需用費及び18節備品購入費です。避難所における新型コロナウイルス感染予防のための検温器やパーティション、

簡易トイレのほか、大型扇風機等の購入費用を計上しております。

また、次の4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費では、町内医療機関等へのフェイスガード、手袋、防護ガウンなどの衛生防護用品の購入費用を計上しております。

続いて、29ページをお願いいたします。5款農林水産業費、1項農業費、5項畜産業費の19節負担金、補助及び交付金です。ここの2行目の肥育農家経営安定対策事業費補助金ですが、肉用牛肥育経営安定交付金に係る県の生産者積立金が枯渇し、9割補助ができなくなっているため、この不足分について町が補助するための追加の計上となっております。また、次のJA宮崎中央家畜市場購買誘致強化対策事業費補助金は、新型コロナウイルス感染症対策により、県をまたいでの移動自粛等が行われました。このため、購買者等が減少しております。その対策としまして、牛の運搬費用の一部を補助するというので、誘致の強化を図るといような補助金となっております。

7目農地費の11節需用費は、6月豪雨等により被災した土地改良施設の維持補修費を追加するもので、15節工事請負費は、県単土地改良事業の採択を受け、2地区の排水施設の改良工事を行うものでございます。

続いて、このページの一番下、6款商工費、1項商工費、2目商工業振興費の19節負担金、補助及び交付金の新しい生活様式リフォーム等事業費補助金は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に取り組む町内商工業者を対象に、3密を避けるなど新しい生活様式に沿った店舗リフォームを実施する場合、その費用の一部を補助するものとなっております。

続いて、30ページをお願いいたします。6款商工費、1項商工費、3目公園費の11節需用費です。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、法華嶽公園内の第2駐車場トイレ、それから、じゃぶんこ広場管理棟のトイレの洋式化を行うもの、さらに、キャンプ持込みテントエリアでのソーシャルディスタンスを確保するために、区画の集約を行うための経費を計上しております。

続いて、7款土木費、1項道路橋梁費、2目道路維持費の11節需用費の緊急道路等維持補修費は、先ほどもありましたが、6月豪雨の影響で被災した町道等の維持補修を行うために経費を追加するものとなっております。

続いて、32ページをお願いいたします。9款教育費の2項小学校費及び3項の中学校費それぞれの2目教育振興費の13節委託料は、6月定例会におきまして、文部科学省のGIGAスクール構想に基づく学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係る経費を計上したところでございます。今回は、学校におけるICT環境整備の設計や使用マニュアルの作成などを行うICT技術者の学校への配置に係る経費を計上しているものでございます。

また、同じく15節工事請負費も、新型コロナウイルス感染症対策としまして、小・中学校におけるトイレの洋式化に係る経費をそれぞれ計上しております。

続いて、33ページをお願いいたします。9款教育費、4項社会教育費、2目社会教育施設費の11節需用費は、主に改善センターの会議室等の換気対策、熱中症対策に係る修繕料等を計上しております。

また、5項保健体育費、2目保健体育施設費の18節備品購入費は、避難所における熱中症対策としまして、移動式エアコンの購入費用等を計上しております。

最後に、今回の一般会計補正予算（第7号）に計上しております県単土地改良事業、側溝改修工事、舗装補修工事、公共土木施設災害復旧工事等に係る工事等予定箇所につきましては、議案資料の1ページに掲載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上、補足説明を終わります。

○議長（渡辺 静男君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 静男君） この際、令和元年度決算認定に対する監査委員の審査報告を求めます。代表監査委員。

○監査委員（山口 孝君） それでは、監査委員を代表いたしまして、令和元年度国富町一般会計、令和元年度国富町公共下水道事業特別会計、令和元年度国富町綾川雑用水管理事業特別会計、令和元年度国富町国民健康保険事業特別会計、令和元年度国富町後期高齢者医療特別会計、令和元年度国富町介護保険特別会計及び令和元年度国富町水道事業会計の各決算について、審査の結果をご報告申し上げます。

まず、審査に当たりましては、一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書が、関係法令に基づいて様式等が作成されているか、計数は正確であるか、決算書と事項別明細書の間で予算現額、収入済み額及び支出済み額等の金額は一致しているか、翌年度繰越額は繰越計算書の金額と一致しているか、違法または不当な支出はないか、30年度決算における元年度への繰越金は相違なく元年度の歳入に計上されているか、収入・支出科目の誤りはないか、予備費充用及び予算流用の理由や手続は正確であるかなど、関係書類による照合を行いました。あわせて、予算の執行状況及び決算の内容について、事業の実施状況や不用額発生の要因等、関係職員から説明を求め、現地調査も実施するとともに、年度比較による増減の内容等を審査いたしました。

次に、水道事業会計の審査に当たっては、決算書類について、地方公営企業法及びその他関係法令に基づいて作成されているかを確認し、それらの計数が正確であるか、経営成績及び財政状態を適正に表示しているかなど、関係書類による照合を行いました。あわせて、決算の内容、事業の執行状況等について、関係職員から説明を求めるとともに、年度比較による経営内容等を審査いたしました。

詳細につきましては、提出しております令和元年度国富町決算審査意見書に記載しておりますので、概要について申し上げます。

最初に、一般会計についてであります。決算額は、歳入総額9億4,371万9,766円、歳出総額9億2,417万7,732円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は3億1,962,034円で、形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源（繰越明許費繰越額）1,352万円を差し引いた実質収支は、2億8,844万2,034円の黒字となっております。さらに、単年度収支は9,828万3,411円の黒字、実質単年度収支は1億7,472万589円の赤字となっております。

次に、公共下水道事業特別会計について、決算額は、歳入総額9億1,536万2,364円、歳出総額9億6,121万1,959円で、決算収支については、形式収支、実質収支ともに9,244,405円の黒字となっております。

次に、綾川雑用水管理事業特別会計について、決算額は、歳入総額9,169,200円、歳出総額6,565,470円で、決算収支については、形式収支、実質収支ともに2,593,730円の黒字となっております。

次に、国民健康保険事業特別会計について、決算額は、歳入総額2億7,813万2,677円、歳出総額2億7,481万3,045円で、決算収支については、形式収支、実質収支ともに3,331,632円の黒字となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計について、決算額は、歳入総額2億3,176万3,074円、歳出総額2億2,941万7,421円で、決算収支については、形式収支、実質収支ともに2,234,653円の黒字となっております。

次に、介護保険特別会計について、決算額は、歳入総額2億4,370万1,344円、歳出総額2億4,367万4,766円で、決算収支は、形式収支、実質収支ともに33万5,368円の黒字となっております。

次に、水道事業会計については、税抜で収益的収入額4億2,572万4,242円に対し、収益的支出額は3億8,617万4,788円で、差引き3,954万9,454円の純利益を生じております。この純利益に、前年度繰越利益剰余金5,067万3,640円及びその他未処分利益剰余金変動額1,594万5,161円を加えた1億6,166万8,255円が、元年度未処分利益剰余金となります。

また、資本的収入及び資本的支出については、資本的収入額8,350万円から資本的支出額2億7,887万9,537円を差し引き、1億9,537万9,537円の不足を生じております。この不足額は、当年度分損益勘定留保資金等で補填されております。

以上、令和元年度各会計の決算審査に当たりましては、初めにも申しあげましたが、歳入、歳

出ともに綿密に関係帳簿及び証書類と照合し、慎重に審査を行いました。

その結果、一般会計、公共下水道事業特別会計、綾川雑用水管理事業特別会計、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計及び水道事業会計を通じて、決算における計数に誤りはなく、関係書類もよく整備され、会計経理は適正であったことを認めました。また、水道事業会計については、経営成績及び財政状態を適正に表示していることを認めました。

次に、地方自治法第241条第5項に規定する基金の運用状況については、適正に運用されており、各基金の運用状況調書の計数は、いずれも正確であったことを認めました。

令和元年度行財政の運営は、非常に厳しい状況の中であって、人口減少対策や高齢者対策、安心・安全対策をはじめ、各方面において町民福祉の増進が図られたものと認められます。

最後に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された令和元年度決算に基づく国富町健全化判断比率及び資金不足比率等の書類は、審査の結果、いずれも適正に作成されているものと認められますので、別冊で配付しております審査意見書のとおり報告いたします。

以上、審査の概要を申しあげましたが、あわせまして、決算審査に対します関係各位のご協力に感謝申しあげまして、審査報告といたします。

---

○議長（渡辺 静男君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

よって、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでございました。

午前10時32分散会

---